

---

平成28年度  
「不動産取引の国際化に関する調査研究」  
調査報告書

---

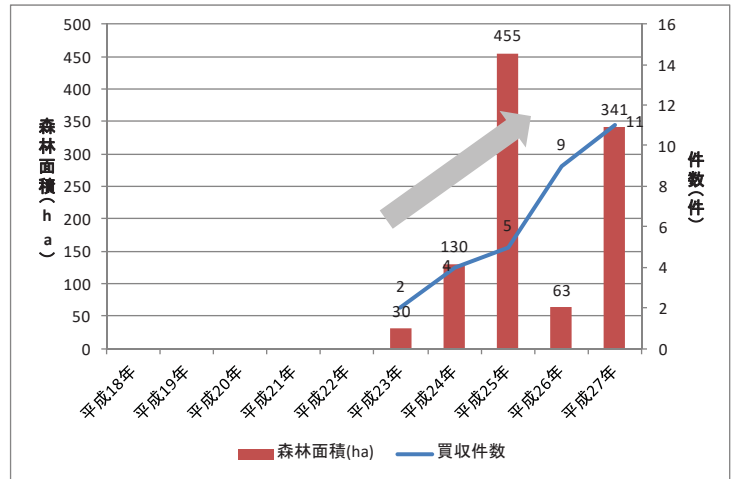
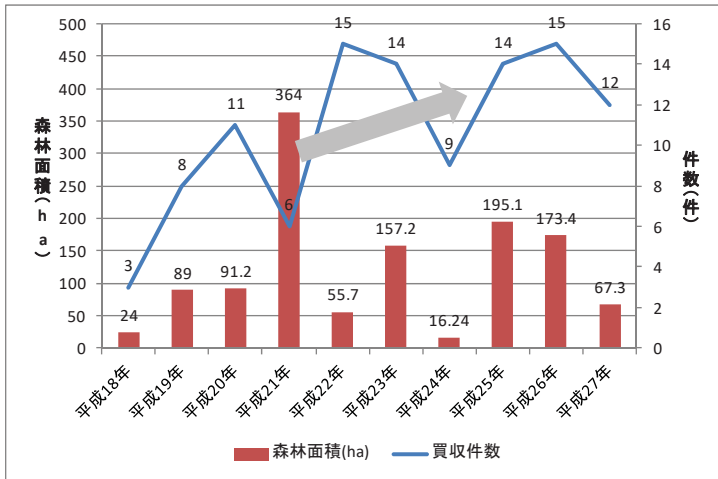
平成29年3月

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

# 外国資本による森林買収の件数および面積の推移

居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林の取得状況

国内の外資系企業と思われる者による森林の取得状況<sup>注1)</sup>



出典：林野庁プレスリリース「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」を基に(株)価値総合研究所作成

注1) 公表データで年次別の取得状況が把握できるのは平成23年以降。また、「外資系企業」は、国外居住者又は外国法人による出資比率又は国外居住者の役員の比率が過半数を占める法人を指す。

注2) 買収した件数および森林面積については、森林法に基づく届出情報などの行政が保有する垣の情報を参考に、都道府県を通じて調査を実施している。

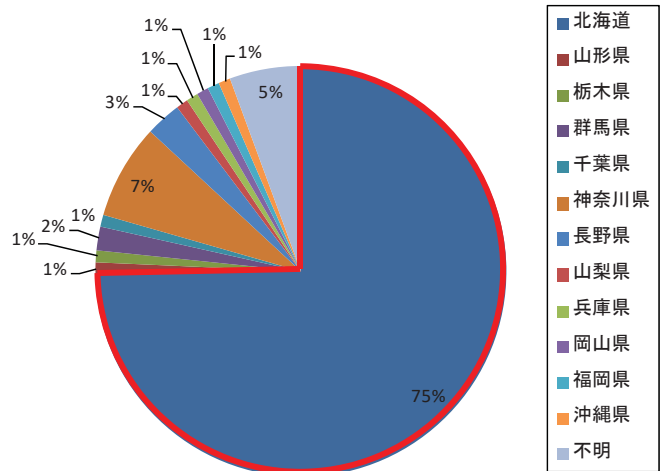
- ・森林法に基づく届出情報：面積にかかわらず、森林の土地の所有者となった場合に市町村へ提出されたもの
- ・国土利用計画法に基づく届出情報：一定面積以上（都市計画区域外の場合は1ha以上）の土地について、売買等の契約を締結した場合に市町村へ提出されたもの
- ・不動産登記法に基づく届出情報：第三者への対抗要件として登記所に登記されたもの

# 年次別・都道府県別の外国資本による森林買収の件数および面積の状況

都道府県別・居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林の取得状況（年次別）

取引時期	都道府県	買収件数 (件)	森林面積(ha)
H18年	北海道	2	17
	不明※	1	7
H19年	北海道	7	87
	兵庫県	1	2
H20年	北海道	11	91.2
H21年	北海道	6	364
	北海道	10	33.4
H22年	山形県	1	10
	神奈川県	1	0.6
	長野県	1	3
	不明※	2	8.7
	北海道	10	107.3
H23年	群馬県	1	44
	神奈川県	2	0.9
	沖縄県	1	5
H24年	北海道	5	10.94
	栃木県	1	1
	神奈川県	2	4
H25年	不明※	1	0.3
	北海道	11	191.6
	神奈川県	1	3
	長野県	1	0.3
H26年	福岡県	1	0.2
	北海道	9	171
	群馬県	1	0.1
	神奈川県	1	0.6
	山梨県	1	0.06
H27年	長野県	1	1
	不明※	2	0.64
	北海道	9	18.9
	千葉県	1	0.2
	神奈川県	1	0.2
岡山県	1	48	
合計		107	1233.14

都道府県別・居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による都道府県別の森林の取得状況（平成18年～平成27年：計107件）

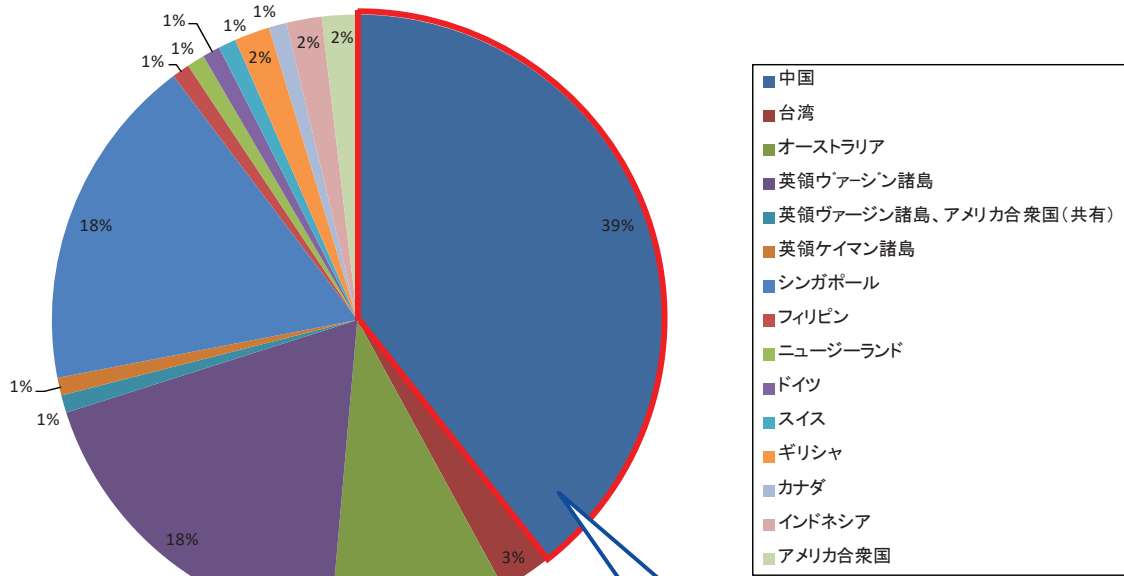


出典：林野庁プレスリリース「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」を基に価値総合研究所作成

※「不明」は、林野庁のプレスリリースから買収された都道府県が把握できなかったもの。

# 国別の森林買収の状況

取得者の所在地別・居住地が海外にある外国人又は外国人と思われる者による都道府県別の森林の取得状況  
(平成18年～平成27年：計107件)



H18～H27年の買収件数のうち、中国が約4割を占めている

出典：林野庁プレスリリース「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」を基に価値総研作成

# 森林以外を含む外国資本による不動産取得の状況

国外居住者による不動産取得の状況 (平成19年度～22年度)

【件数、金額ベース】

(単位：件、百万円)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度 (12月まで)		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	275	14,504	221	6,599	83	2,568	25	830	604	24,501
東京都	14	66,852	31	52,159	8	7,720	23	1,289	76	128,020
その他	11	34,296	14	15,363	5	11,550	10	19,889	40	81,098
合計	300	115,652	266	74,123	96	21,838	58	22,008	720	233,620

【面積ベース】

(単位：千㎡)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度 (12月まで)		合計	
	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物
北海道	31,882	313	1,148	17	3,547	9	244	1	36,821	340
東京都	191	387	21	38	3	8	4	2	218	436
その他	98	203	35	11	46	108	244	6	424	328
合計	32,171	904	1,204	66	3,596	125	492	9	37,464	1,104

【取得者の国籍別】

(単位：件、百万円)

取得者の国籍	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度 (12月まで)		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ドイツ	4	51,904	1	17,000	1	4,680	1	29	7	73,613
イギリス	39	33,564	59	20,715	19	2,858	9	320	126	57,457
シンガポール	7	21,858	15	20,411	1	27	3	159	26	42,455
アメリカ	12	249	11	134	7	298	3	19,729	33	20,410
ルクセンブルク	0	0	1	8,930	1	11,407	0	0	2	20,337
オーストラリア	146	3,342	114	2,879	50	1,287	3	77	313	7,585
中国	46	3,107	29	1,765	8	891	14	581	97	6,344
フランス	10	619	2	677	0	0	0	0	12	1,296
台湾	0	0	4	608	2	56	13	391	19	1,054
ニュージーランド	13	503	3	37	1	21	1	14	18	574
その他	23	506	27	968	6	313	11	708	67	2,495
合計	300	115,652	266	74,123	96	21,838	58	22,008	720	233,620

出典：財団法人自治センター「グローバル化社会にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書(平成26年3月)」  
データ根拠は、民主党「外国人による土地取得に関するプロジェクトチーム(平成23年3月)」財務省提出資料

## 水資源・森林等に係る土地取得抑制のための条例制定状況

### (1)北海道

条例の名称	北海道水資源の保全に関する条例
施行日	H24.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地に関する権利を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合には、当該土地売買等の契約を締結する日の3ヵ月前までに、知事への届出が必要。(条例第 20 条 1 項)</li> <li>・届出者に対し、その土地の利用方法その他の事項に関し助言が可能(条例第 20 条 5 項)</li> <li>・水資源保全地域内の土地について、土地に関する権利を有している者又は有していた者に対し、必要な報告・資料の提出の要求が可能。(条例第 21 条)</li> </ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利を有している者が、当該土地に関する権利の移転又は設定する契約(条例第 20 条 1 項)</li> <li>・届出が必要となる契約の種類は以下のとおり(リーフレット)</li> <li>○売買○交換○営業譲渡○譲渡担保○代物弁済○現物出資</li> <li>○共有持分の譲渡○地上権・賃借権の設定・譲渡○予約完結権・買戻権等の譲渡</li> <li>○信託受益権の譲渡○地位譲渡○第三者のためにする契約</li> <li>※これらの取引の予約である場合を含みます。</li> </ul>
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合、相当の期間を定めて、届出をすべきこと又はその届出の内容を是正すべきことを勧告することが可能。(条例第 22 条)</li> <li>・勧告に従わない場合、その旨公表することが可能。(条例第 23 条)</li> </ul>
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例の 20 条～23 条は適用しない。(条例第 25 条)</li> </ul>

### (2)秋田県

条例の名称	秋田県水源森林地域の保全に関する条例
施行日	H26.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等は、当該土地売買等の契約締結の 30 日前までに知事への届出が必要(条例第 10 条)</li> <li>・届出者への必要な報告・資料の提出の要求や、当該土地への立入調査が可能(条例第 12 条)</li> <li>・届出のあった土地利用について、届出者に対し水源の涵養機能の維持に必要な助言が可能(条例第 13 条)</li> </ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源森林地域内の土地の所有権又は地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利を有する者が、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約(条例第 10 条 1 項)</li> </ul>
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合、届出者への勧告が可能(条例第 14 条)</li> <li>・更に勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨及び勧告内容を公表することが可能(条例第 15 条)</li> </ul>
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、第 10 条から 15 条までの規定は適用しない。(条例第 16 条)</li> </ul>

### (3)山形県

条例の名称	山形県水資源保全条例
施行日	H25.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地に関する権利を有している者は、当該土地の所有権等に移転し、又は設定する契約締結の2カ月前までに知事への届出が必要(条例第10条)</li> <li>・届出のあった土地利用について、水資源の保全に支障のある恐れのある場合、指導が可能(条例第10条5項)</li> <li>・土地の形質の変更又は地下水を採取するための設備の設置を行う予定のものは、当該開発行為の2カ月前までに知事への届出が必要(条例第11条)</li> <li>・開発届出者に対し、水資源の保全のために特に必要がある場合は、指導が可能(条例第11条5項)</li> <li>・届出者に対し、土地売買等の契約又は開発行為に関する事項について必要な報告又は資料提出の要求や、当該土地への立入調査が可能(条例第12条)</li> </ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第10条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、賃借権、地上権、地役権、質権及び使用貸借による権利とする。(規則第5条)</li> <li>・水資源保全地域(規則第3条)</li> </ul>
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、指導に従わなかった場合、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、届出者への勧告と命令が可能(条例第13条)</li> <li>・勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨公表が可能。(条例第14条)</li> <li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、指導に従わなかった場合、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、勧告の命令に従わなかった場合、5万円以下の過料(条例第15条)</li> </ul>
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の条例により、水資源の保全を図るための措置の適切な実施が確保されると知事が認めるときは、当該市町村の区域においては、第10条から15条までの規定は適用しない(条例第16条)</li> </ul>

### (4)新潟県

条例の名称	新潟県水源地域の保全に関する条例
施行日	H25.12.27
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定をする契約締結日の30日前までに知事への届出が必要(条例第10条)</li> <li>・届出者への必要な報告・資料の提出の要求や、当該土地への立入調査が可能(条例第12条)</li> <li>・届出のあった土地利用について、届出者に対し水源の涵養機能の維持に必要な指導または助言が可能(条例第13条)</li> </ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	当該土地所有権等の移転又は設定をする契約(予約を含む)(条例第10条1項)
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、届出者への勧告が可能(条例第14条)</li> <li>・更に勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨及び勧告内容を公表することが可能(条例第15条)</li> <li>・届出をしていないあるいは虚偽の届け出をした場合は届出者に対して5万円以下の過料(条例第16条)</li> </ul>

## (5)長野県

条例の名称	長野県豊かな水資源の保全に関する条例
施行日	H25.3.25
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地に関する権利を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定の契約締結の3か月に知事への届出が必要(条例第 10 条)</li> <li>・契約相手が未定で契約の予定がない場合にも知事への届出は可能(条例第 16 条)</li> <li>・当該届出の概要をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する(条例第 11 条)</li> <li>・届出のあった土地利用について、水資源の保全に支障のある恐れのある場合、助言が可能(条例第 12 条)</li> <li>・届出者への必要な報告・資料の提出の要求や、当該土地への立入調査が可能(条例第 13 条)</li> </ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	水資源保全地域土地売買等(所有権、地上権、賃貸権、その他の移転、設計)(規則様式第 2 号)
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、届出者への勧告が可能(条例第 14 条)</li> <li>・勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨及び勧告の内容を公表することが可能。(条例第 15 条)</li> </ul>

## (6)山梨県

条例の名称	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例
施行日	H24.12.4
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<p><b>【地下水】(条例第 2 章)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備を設置しようとする者は、知事に届出必要(条例第 8 条 1 項) 内容変更、完了、承継、廃止の場合も届出必要(条例第 11 条～14 条)</li> <li>・地下水位の異常な低下、地盤の沈下などが起こった場合、採取する地下水の水量の制限その他の地下水の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることが可能(条例第 16 条)</li> <li>・届出者に対して報告・資料を求められることができるとともに、職員に土地への立入検査・関係者への質問をさせることが可能(条例第 17 条 1 項)</li> <li>・揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に関する計画や地下水採取量の定期報告を作成し、知事に提出しなければならない。(条例第 18 条、第 19 条 2 項)</li> </ul> <p><b>【水源地域】(条例第 3 章)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等は、水源地域内の土地について所有権等の移転等の契約締結の 30 日前に知事への届出が必要(条例第22条)</li> <li>・届出者に対し、当該土地及びその周辺の土地の水源涵養機能の維持及び増進を図るために必要な助言が可能(条例第 24 条)</li> <li>・届出者に対して報告・資料を求められることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることが可能(条例第 26 条)</li> </ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出の対象となる水源地域の土地の規定は以下の通り。</li> </ul> <p>木竹が集団して生育している土地又は木竹が集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野、保安林、田又は畑であるものとする。ただし農地は除く。(規則第 2 条)</p>

	<p>・契約の対象となる契約の種類は以下の通り。(規則第 14 条 第 11 号様式) 所有権、地上権、地役権、賃貸権、使用貸借による権利</p>
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<p>・揚水設備の設置の届出者に対して、地下水の利用に支障を及ぼすおそれがある場合は、届出受理日から30日以内に限り、当該届出に係る事項の変更を勧告可能。(条例第 9 条)</p> <p>・勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨及び勧告内容を公表することが可能。(条例第9条2項、3項)</p> <p>・揚水設備の設置の届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る揚水設備を設置不可(条例第 10 条)</p> <p>・地下水の保全のため特に必要がある場合、届出者に対して、地下水の採取の停止、必要な措置等を勧告可能(条例第 15 条)</p> <p>・地下水位の異常な低下、地盤の沈下その他の障害の発生により地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、揚水設備を設置する者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止等必要な措置をとることが可能(条例第 16 条)</p> <p>・条例第 18 条で規定の計画を提出しないもの、または計画の変更届けをしないものは勧告可能。(条例第 18 条 4 項)</p> <p>・緊急時の措置の命令(第 16 条)に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例第 29 条)</p> <p>・条例第 8 条 1 項の届出をしないまたは虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金(条例第 30 条)</p> <p>・条例第 17 条 1 項、及び第 19 条 2 項に規定の報告をせず、あるいは虚偽の報告をし、また検査を拒否した場合は、10万円以下の罰金。(条例第 31 条)</p>
⑤その他	<p>・知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成できると認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。(条例第 27 条)</p>

## (7)茨城県

条例の名称	茨城県水源地域保全条例
施行日	H24.10.3
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<p>・水源地域の土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転等の契約締結の 30 日前に知事への届出が必要(条例第9条)</p> <p>・届出者に対して報告を求めるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることが可能(条例第 11 条)</p> <p>・届出者に対し、その土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言が可能(条例第 12 条)</p>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	<p>・届出が必要となる契約の種類は以下のとおり(規則第7条)</p> <p>法人の場合にあっては、合併契約及び分割契約</p> <p>(1) 贈与に係る事項 (2) 売買に係る事項 (3) 交換に係る事項 (4) 地上権の設定に係る事項 (5) 永小作権の設定に係る事項 (6) 地役権の設定に係る事項 (7) 使用貸借に係る事項 (8) 賃貸借に係る事項</p>
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<p>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告の未提出あるいは虚偽の報告の提出、立入調査の拒否、虚偽の答弁等が合った場合、届出者への勧告が可能(条例第 13 条)</p> <p>・勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨及び勧告の内容を公表することが可能。(条例第 14 条)</p>
⑤その他	<p>・水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例は適用しない。(条例第 15 条)</p>

## (8)群馬県

条例の名称	群馬県水源地域保全条例
施行日	H24.6.26
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	・水源地域内土地所有者等は、当該土地売買等の契約を締結日の 30 日前までに知事への届出が必要。(条例第 12 条) ・届出者に対して報告・資料を求められることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることが可能(条例第 14 条)
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	・届出が必要な土地は以下の通り。 水源地域内の森林のうち森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林の土地(条例第 12 条) ・届出が必要となる契約の種類は以下のとおり(規則第 7 条) (1)贈与契約 (2)売買契約 (3)交換契約 (4)地上権を設定し、又は移転する契約 (5)地役権を設定する契約 (6)使用貸借による権利を設定し、又は移転する契約 (7)賃借権を設定し、又は移転する契約
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告の未提出あるいは虚偽の報告の提出、立入調査の拒否、虚偽の答弁等が合った場合、届出者への勧告が可能(条例第 15 条) ・更に勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、勧告内容を公表することが可能。(条例第 16 条)
⑤その他	・水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例は適用しない。(条例第 17 条)

## (9)埼玉県

条例の名称	埼玉県水源地域保全条例
施行日	H24.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	・土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約の締結日の 30 日前までに知事への届出が必要。(条例第 7 条) ・届出者に対して報告を求められることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることが可能(条例第 9 条) ・届出者に対し、その土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言が可能。(条例第 10 条)
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	・届出対象の土地は以下の通り(規則第 1 条) 木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野又は保安林であるもの ・届出が必要となる契約の種類は以下のとおり(規則第 5 条) (1)贈与契約 (2)売買契約 (3)交換契約 (4)地上権の設定契約 (5)地役権の設定契約 (6)使用貸借契約 (7)賃借契約
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告の未提出あるいは虚偽の報告の提出、立入調査の拒否、虚偽の答弁等が合った場合、届出者への勧告が可能(条例第 11 条) ・勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨及び勧告の内容を公表することが可能。(条例第 12 条)
⑤その他	・水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例は適用しない。(条例第 13 条)



## (10) 富山県

条例の名称	富山県水源地域保全条例
施行日	H25.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地に関する権利を有している者は、当該土地の所有権等に移転し、又は設定する契約締結の6週間前までに知事への届出が必要(条例第14条)</li><li>・届出のあった土地利用について届出者に対し必要な指導または助言が可能(条例第15条3項)</li><li>・届出者に対して報告・資料を求められることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることが可能(条例第16条)</li></ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権、その他の権利の移転(贈与、売買、交換)あるいは権利の設定(規則第7条 様式第1号)</li><li>・水源地域の指定(条例第12条)</li></ul>
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、指導に従わなかった場合、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、届出者への勧告が可能(条例第17条)</li><li>・勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨及び勧告の内容を公表することが可能。(条例第18条)</li><li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、5万円以下の過料(条例第20条)</li></ul>

## (11) 石川県

条例の名称	水資源の供給源としての森林の保全に関する条例
施行日	H25.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定をする契約締結の30日前に知事への届出が必要(条例第7条)</li><li>・知事は、届出内容について当該土地が所在する市町村の長に通知(条例第8条)</li><li>・届出者への必要な報告・資料の提出の要求や、当該土地への立入調査が可能(条例第9条)</li><li>・届出のあった土地利用について、届出者に対し水源の涵養機能の維持に必要な助言が可能(条例第10条)</li></ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	当該土地所有権等の移転又は設定をする契約(予約を含む)(条例第7条)
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、届出者への勧告が可能(条例第11条)</li><li>・勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨公表することが可能。(条例第12条)</li><li>・事前届出や変更届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料(条例第13条)</li></ul>
⑤その他	・水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例は適用しない。(条例第14条)

## (12)福井県

条例の名称	福井県水源涵養地域保全条例
施行日	H25.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等は、土地売買等の契約締結の30日前までに知事に届出が必要(条例第11条)</li> <li>・届出のあった土地利用について、届出者に対し水源の涵養機能の維持に必要な助言が可能(条例第14条)</li> <li>・水源涵養地域にて小規模林地開発行為を行おうとするものは、あらかじめ知事に届出が必要(条例第15条)で、かつ開発行為の制限あり(条例第17条)</li> <li>・届出開発者は届出に係る変更、事業の譲渡・相続・合併も届出(地位の承継は30日以内)必要。(条例第18条、条例第19条)</li> <li>・開発行為の休止、廃止、完了も10日以内に届出が必要。(条例第20条)</li> <li>・特定揚水設備により地下水を摂取しようとするものは、影響調査を実施し(条例第24条)、その計画の届出を実施の30日前までに提出必要(条例第25条)</li> <li>・水源涵養地域内において特定揚水設備により地下水を採取しようとする者は、採取計画を知事に届出必要(条例第26条)</li> <li>・届出採取者は、地下水の採取量等の報告が必要(条例第32条)</li> <li>・土地所有者等の土地売買契約の届出に関して報告・資料を求めることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることが可能(条例第36条)</li> </ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出が必要な契約は、水源涵養地域内の土地に係る所有権等の移転または設定をする契約のうち次に掲げる場合における契約でないものとする。(氣息第4条に9項目にわたり記載。)</li> <li>一 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停に基づく場合 など 9項目</li> </ul>
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模林地開発関連の届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、開発行為の制限を違反した場合、届出者への勧告が可能(条例第21条)</li> <li>・勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが可能(条例第22条)</li> <li>・地下水採取計画、変更、地位の承継の届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合、届出者への勧告が可能(条例第33条)</li> <li>・勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが可能(条例第34条)</li> <li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告の未提出あるいは虚偽の報告の提出、立入調査の拒否、虚偽の答弁、命令に従わない等が合った場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨公表が可能(条例第37条)</li> <li>・命令に従わない場合、要求された資料提出・報告の未実施や虚偽の資料提出・報告、立入調査の拒否等があった場合は、五万円以下の過料(条例第40条)</li> <li>・土地売買等の契約届出がない、あるいは虚偽の届出があった場合、小規模林地開発区域に標識を掲げなかった場合、開発行為の休止、廃止、完了の届出がない、あるいは虚偽の届出があった場合は、三万円以下の過料(条例第41条)</li> </ul>
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例は適用しない。(条例第38条)</li> </ul>

### (13) 岐阜県

条例の名称	岐阜県水源地域保全条例
施行日	H25.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	・土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定の契約締結の 30 日前に知事への届出が必要(条例第 15 条) ・届出のあった土地利用について届出者に対し必要な指導または助言が可能(条例第 16 条 2 項) ・届出者は契約日までの間に変更があった場合も、知事に変更内容を届出必要。(条例第 17 条) ・届出者に対して報告・資料を求められることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることが可能(条例第 18 条)
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	・届出が必要となる契約の種類は以下のとおり(規則第 5 条) (1) 売買 (2) 贈与 (3) 交換 (4) 地上権を設定し、又は移転する契約 (5) 地役権を設定する契約 (6) 使用貸借による権利を設定し、又は移転
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等があった場合、届出者への勧告が可能(条例第 19 条) ・更に勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、勧告内容を公表することが可能(条例第 20 条) ・届出(変更含む)をしていないあるいは虚偽の届け出をした者、要求された資料提出・報告の未実施や虚偽の資料提出・報告、立入調査の拒否等があった場合は届出者に対して5万円以下の過料(条例第 23 条)

### (14) 三重県

条例の名称	三重県水源地域の保全に関する条例
施行日	H27.7.10
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	・土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転等をする契約締結の 30 日前に知事への届出が必要(条例第 12 条) ・届出者への必要な報告・資料の提出の要求や、当該土地への立入調査が可能(条例第 14 条) ・届出のあった土地利用について、届出者に対し水源の涵養機能の維持に必要な助言が可能(条例第 15 条)
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	・届出が必要となる契約の種類は以下のとおり(規則第 8 条) (1) 売買契約 (2) 贈与契約 (3) 交換契約 (4) 地上権を設定し、また移転する契約 (5) 地役権を設定する契約 (6) 使用貸借による権利を設定し、また移転する契約 (7) 賃貸権を設置し、また移転する契約
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等があった場合、届出者への勧告が可能(条例第 16 条) ・更に勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨及び勧告内容を公表することが可能(条例第 17 条) ・届出をしていないあるいは虚偽の届出をした者、要求された資料提出・報告の未実施や虚偽の資料提出・報告、立入調査拒否等があった場合は届出者に対して5万円以下の過料(条例第 19 条)

## (15) 滋賀県

条例の名称	滋賀県水源森林地域保全条例
施行日	H27.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定の契約締結の 30 日前に知事への届出が必要(条例第 7 条)</li> <li>・届出者への必要な報告・資料の提出の要求や、当該土地への立入調査が可能(条例第9条)</li> <li>・届出のあった土地利用について、届出者に対し水源の涵養機能の維持に必要な指導または助言が可能(条例第 10 条)</li> </ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出が必要となる契約の種類は以下のとおり(規則第8条)</li> <li>(1) 贈与契約 (2) 売買契約 (3) 交換契約 (4) 地上権に関する契約</li> <li>(5) 地役権に関する契約 (6) 使用貸借契約 (7) 賃貸借契約</li> </ul>
④条例の実効性を担保するための行政措置の概要(責務・助言・勧告・過料等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等があった場合、届出者への勧告が可能(条例第 11 条)</li> <li>・更に勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、勧告内容を公表することが可能(条例第 12 条)</li> <li>・届出をしていないあるいは虚偽の届出をした者、要求された資料提出・報告の未実施や虚偽の資料提出・報告、立入調査の拒否等があった場合は届出者に対して5万円以下の過料(第 13 条)</li> </ul>

## (16) 徳島県

条例の名称	徳島県豊かな森林を守る条例
施行日	H26.4.1
①取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無	有
②①がある場合の具体的な抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者等は、森林管理重点地域内において森林の土地の所有権等の移転又は設定をする契約締結日の 90 日前までに知事への届出が必要(条例第 18 条)</li> <li>・森林所有者等は、森林管理重点地域内において森林の土地売買の契約を希望している場合には、知事への届出が可能(条例第 19 条)</li> <li>・ある法人が森林所有者等の総株主あるいは議決権の過半数の有することになった場合、30 日以内に知事に届出が必要(条例第 20 条)</li> <li>・届出のあった土地利用について、届出者に対し水源地域の保全機能の維持増進に必要な助言が可能(条例第 22 条)</li> <li>・第 1 種森林管理重点地域内において、水資源を摂取する設備の設置を行おうとするものは、開発行為等開始の 30 日前までに知事に届出が必要(条例第 24 条)</li> <li>・届出開発者は届出に係る事業の譲渡・相続・合併について、30 日以内に知事に届出が必要(条例第 26 条)</li> <li>・届出開発者に水源地域の保全機能の維持増進に必要な指導が可能(条例第 27 条)</li> <li>・届出者及び届出開発者に対し、必要な報告・資料の提出の要求や、当該土地への立入調査が可能(条例第 28 条)</li> </ul>
③②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる森林管理重点地域の規定は「指定」の項目参照。(条例第 14 条)</li> <li>・届出が必要となる契約の種類は以下のとおり(規則第 5 条)</li> <li>一 贈与契約 二 売買契約 三 交換契約 四 地上権を設定し、又は移転する契約</li> <li>五 地役権を設定する契約 六 賃借権を設定し、又は移転する契約</li> <li>七 使用貸借による権利を設定し、又は移転する契約</li> </ul>

<p>④ 条例の実効性を担保するための行政措置の概要 (責務・助言・勧告・過料等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出、開発届出、地位の承継届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、指導に従わない、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、届出者への勧告が可能(条例第 29 条)</li> <li>・更に勧告に従わない場合、従うべきよう命令することが可能(条例第 30 条)</li> <li>・勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、その旨を公表することが可能(条例第 31 条)</li> <li>・開発中止命令に違反した場合、50 万円以下の罰金(条例第 34 条)</li> <li>・命令に違反した場合、30 万円以下の罰金(条例第 35 条)</li> <li>・開発届出がないあるいは虚偽の届け出があった場合や必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、20 万円以下の罰金(条例第 36 条)</li> <li>・土地契約の届出がない、あるいは虚偽の届出があった場合や、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、5 万円以下の罰金(条例第 36 条)</li> </ul>
<p>⑤ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例の全部または一部を達成できると認められた場合、この条例(当該目的に係る部分に限る)は適用しない。(条例第 32 条)</li> </ul>

## (17) 宮崎県

<p>条例の名称</p>	<p>宮崎県水源地域保全条例</p>
<p>施行日</p>	<p>H26.3.17</p>
<p>① 取得の直接的又は間接的な抑制の条文の有無</p>	<p>有</p>
<p>② ①がある場合の具体的な抑制方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定をする契約締結日の 6 週間前までに知事への届出が必要(条例第 10 条)</li> <li>・届出者に対して報告・資料を求めるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることが可能(条例第 12 条)</li> <li>・届出のあった土地利用について、届出者に対し水源地域の保全に必要な助言が可能(条例第 13 条)</li> </ul>
<p>③ ②の対象(手続対象者・対象となる土地・対象となる契約の範囲等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出の対象となる土地は以下の通り。 木竹が集団して生育している土地又は木竹が集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野、保安林、田又は畑であるものとする。ただし農地は除く。(規則第 2 条)</li> <li>・届出の対象となる契約は以下の通り。 所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権、その他の権利の移転(贈与、売買、交換、その他)あるいは権利の設定(規則第 8 条 様式第 1 号)</li> </ul>
<p>④ 条例の実効性を担保するための行政措置の概要 (責務・助言・勧告・過料等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出がない、あるいは虚偽の届け出があった場合や、必要な報告・資料の未提出あるいは虚偽の報告や資料の提出、立入調査の拒否等が合った場合、届出者への勧告が可能(条例第 14 条)</li> <li>・更に勧告に従わない場合、当該公表内容の関係者からの意見聴取の上、勧告内容を公表することが可能(条例第 15 条)</li> </ul>
<p>⑤ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例は適用しない。(条例第 17 条)</li> </ul>